

2005. 10・11月号

戸山サンライズ

●特集●

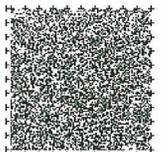
偏見のない社会を目指す
～偏見の解消に向けて～

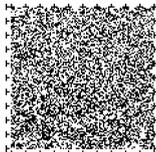
●グラビア●

第20回 障害者による書道・写真全国コンテスト 結果発表



全国身体障害者総合福祉センター





←これは、SPコードです。
専用読み取り装置の使用により、誌面の内容の音声出力が可能で
す。詳細については巻末をご覧ください。

第20回障害者による写真全国コンテスト

特別賞 「華華（ハナハナ）」（松江市）
島根県 土江 康富

庭に咲いたサボテンの花を撮りました。

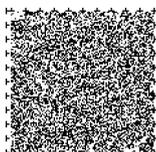


このコンテストは、障害者の文化活動等の推進を図ることで技術の向上、自立への促進並びに積極的な社会参加を目的として、(財)日本障害者リハビリテーション協会（全国身体障害者総合福祉センター）の主催により毎年開催されているものです。第20回を迎えた今回のコンテストでも、全国各地より247点にのぼる素晴らしい作品の数々が寄せられました。

目次

2005年10・11月号

■特集Ⅰ：偏見のない社会を目指す～偏見の解消に向けて～	
「偏見の現状と実態」	池原 毅和 1
「偏見の解消に向けて	
「リハビリテーションにおける障壁の解消」	高山 忠雄・徳田 律子 4
「コンフリクト解消に向けて	
「施設サービス提供者ができること」	新保 祐元 7
■特集Ⅱ	
「障害者自立支援法について」	厚生労働省 11
■アンテナ	
「第5回 全国障害者スポーツ大会 輝いて！おかやま大会」	13
■グラビア	
「第20回 障害者による書道・写真全国コンテスト 結果発表」	14
■アンテナ	
「2008年北京パラリンピックに向けて」	馬 維平 19
■スポーツ	
「精神障害者とスポーツ」	高橋 春一 20
■レクリエーション	
「感覚の楽しさを追求するスヌーズレン	
「重度障害者のレクリエーションを豊かにするために」	藺田 碩哉 22
■ライフサポート	
「身体障害者補助犬の受け入れについて」	橋爪 智子 24
■最新行政情報	
「こころのバリアフリー宣言」	厚生労働省 27



偏見の現状と実態

東京アドボカシー法律事務所
弁護士 池原 毅和

1. 障害のある人に対する偏見

障害のある人に対する偏見には、障害のある人を人並みの能力を持たない人とみなしたり、あるいは、何らかの迷惑感や負担感、違和感のような感情を抱いたり、さらには、畏怖感や危険感を抱いたりするものが多いです。そもそも偏見はありのままの事実を正しく認識しないで、何かの偏りをもって事実を誇張したり矮小化して見たり、事実を見ないで勝手に想像してそれを事実だと決めつけてしまうことから生じてしまうものです。障害のある人に対する偏見も、障害のある人と一緒に学んだり、一緒に仕事をしたり、一緒に遊んだりしたような体験のない人、つまり、本当は障害のある人がどのような人であるのかを実際には知る機会のない人ほど偏見が強く、障害のある人と共同しているいろいろなことをした体験を持っている人のほうが偏見は低いということが様々な調査で報告されています。

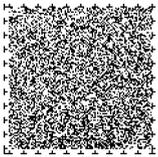
前世紀つまり20世紀の少なくとも前半は障害のある人を一般の社会から分離して施設に隔離収容し、障害のある子供は他の子供たちとは別の学校やクラスで分離した教育を受けることがむしろよいことであると考えられてきました。そのため、障害のない人たちは、障害のある人と一緒に学んだり、障害のある人と一緒に仕事をしたりすることが構造的にないままに成長し生活してゆくことになっていました。こうした分離構造が出来上がると障害のある人に対する偏見は構造化され、ますます強化されてゆくことになります。

ハンセン病に対するある意識調査は、らい予防法に基づく隔離収容が制度化される前と後で地域

住民のハンセン病患者に対する意識がどのように変化したかを報告しています。それによると、隔離収容が制度化される前は、地域住民は違和感や畏怖感なくハンセン病患者に接して一緒に盆踊りなどをしていたのに、隔離収容政策が制度化されると、住民たちはハンセン病患者に畏怖感を抱き始め、その傾向は時代を追うにつれて強まっていったことが報告されています。このように分離・隔離政策や制度は、人々が事実を正しく認識する目を奪い、相手を一般社会から分離や隔離が必要な人であると思わせるようにさせ、その人の真実の姿を個別に見てゆく姿勢をなくしてしまいます。

1981年の国際障害者年後、国連の世界行動計画（1982年）では「完全参加と平等」がテーマとされ、さらに、1992年に世界行動計画の継続が国連総会で決議され完全な統合をめざして世界行動計画を継続化することが決議されました。つまり、20世紀の終わり近くになって、分離・隔離政策がいかに非人間的で障害のある人の人生を奪ってきたことはもとより、人という存在に対する正しい認識を歪め誤らせてきたことが理解され、世界的な態度変化の必要性が認識されたのです。

国際障害者年から四半世紀が過ぎようとしています。障害のある人に対する分離・隔離政策が誤りであることは日本でも相当程度理解が進んできたようにも思えます。けれども、現状はまだ完全参加や完全統合には程遠い状態です。障害のある人と障害のない人が、何時でも何処でもなんらの隔たりもなく自由に混合する社会が実現されなければ偏見の構造は解消されないでしょう。



2. 制度的偏見

(1) 法律上の偏見

法律は、前に書いたように障害のある人を一般社会から分離して隔離収容することを積極的に進めることを制度化することで、人々が障害の実像を学び認識する機会を奪い、偏見を定着させる役割を果たしてしまうことがあります。けれども、それだけでなく法律はその法律が適用される人がどのような人なのかを暗黙のうちに人々に教え込むという「教育的役割」も果たすこととなります。

らい予防法はハンセン病が実際にはきわめて弱い感染力しかないのに、その病気が大変恐ろしい不治の病であるかのような畏怖感を人々に植え付けてきました。また、精神保健福祉法という法律に、精神障害のために自分を傷つけたり他人に危害を加える危険性がある時には強制的な入院が行われることが定められていると、精神障害の人はそういう危険性のある人である認識を人々に植えつけていくこととなります。障害者雇用促進法の障害のある人のための割り当て雇用制度は現状では必要な制度ですが、その定め方によっては障害のある人は普通の雇用で採用されるだけの能力がない人たちであるという認識を人々に植えつけてゆくこととなります。

法律の書き方は一般的であるために、人々におしなべた見方として理解されてしまう場合が少なくなく、また、象徴的なものとして強烈な印象を植え付けてしまう場合も少なくありません。時には障害のある人の権利を守る意味を持つ法律も、逆に障害のある人は自分では自分を守りきれない半人前の人という偏見の一因を形成してしまう場合もあります。成年後見制度は障害のある人が財産権を侵害されたりすることがないように本人に代わって後見人等が財産管理に関与する制度ですが、知的障害や精神障害があると誰でもそれが必要なのではないかと誤解してしまう場合があります。また、成年後見人がついている場合、例えば

土地や建物の売り買いの判断は難しいとしても、日常生活で好きな服や生活用品を買うことは自分で判断で

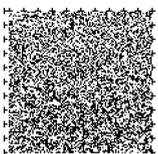
きるのに、本人は一括して何も判断する能力がないと見なしてしまうことが起こりやすくなります。偏見を助長することのないような法律や制度の使い方は大変な重要な課題です。

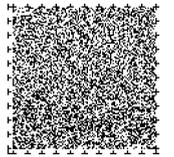
(2) 社会福祉サービスと偏見

社会福祉サービスは、障害のある人にとって不可欠のサービスですが、ここにも二重の危険が潜んでいます。

一つはやはり制度そのものが持つ危険です。1990年にアメリカ合衆国で障害のある人に対する差別を禁止する法律であるADA法ができました。その後、似たような法律をもつ国は40以上に及び、国連では障害者権利条約の策定が進められています。このような動きの中で従来の障害者福祉のあり方に反省的な意見が示されてきました。それは、障害のある人を特別な福祉の対象とし、障害のない人と別枠の扱いにするのはそれ自体が差別的ではないかということです。それは施設のように物理的な分離ではないけれども、制度的に障害のある人と障害のない人の人生を分離することにならないかという指摘でした。

例えば雇用について考えると、ADAは障害のある人がそれ以外の人と同じように働けるように必要な「合理的配慮」をして障害のある人をそれ以外の人と同じように雇用をするように求めています。一方、社会福祉的なアプローチでは、障害のある人が働けないことを前提にして所得保障を充実させたり、あるいは、特別な雇用枠を設けて雇用したりする方法をとります。ADA的な立場からの批判は、社会福祉的なアプローチを取ると、結局、障害のない人は通常の雇用のラインを進み、障害のある人はそれとは別の特別なラインを進むことになり、結局、両者は交わったり混合したりすることのないそれぞれ別個の分離した取り扱いになるということです。このような分離した取り扱いを行う前提には、今の例では障害のある人は働けない、あるいは、就労能力において障害のない人に比べて劣っているという認識があることとなります。そのため、社会福祉サービスを受けるためにはいかに自分の障害が重く、能力が乏しいかを証明することが給付の要件となります。一方、





ADAではいかに自分には能力があり、「合理的配慮」さえあれば能力を発揮できるかを証明することが要件になります。このようにADA的な考え方と社会福祉的な考え方には大きな違いがあり、ADAは従来の社会福祉法制度に一定の反省を求めるものになってきました。ただ、この議論は障害とは何かということにも関係があります。

障害を差別や排除を受けやすい心身の特徴というように理解するなら、差別や排除がなくなれば障害という問題はすべて解消するということになると考えられます。けれども、現代の人間工学や人間科学では、例えば就労について「合理的配慮」が成り立たない、いかに科学の粋を尽くしてもその仕事を遂行することは困難な心身の状態というものがあることも否定はできません。そうすると、ADAのような方法だけで、あらゆる障害のある人の完全参加と平等を実現することは現状では不可能かもしれません。科学が十分に進歩した時代が来れば残された問題は差別と偏見の解消ということになるかもしれませんが、現状では両刃の剣にはなりますが社会福祉的な対処も必要であり、問題はそれが分離やそれに基づく偏見や差別をどのように解消できるかを模索し、注意しながら制度を使ってゆくことではないかと思えます。

もう一つは社会福祉サービスを受けること事態が援助者と被援助者の関係において、また、それを見る社会の人たちに対して、被援助者の社会的な地位や価値を低下させる危険性を含んでいるということです。サービスの特殊性が強くと意識されてしまうと、その対象になっている人は特殊な人であり、あるいは、特殊な援助が必要なほどに特段に能力がない人なのだという暗示を人々に与えることとなります。ノーマライゼーションの重要な意味は、社会福祉サービスのあり方が特殊化しないようにすること、できる限り通常に近い装いをもって、いわばさりげなく行われ、社会に溶け込んでしまうようにサービスの状態を改善して行くことを指摘している点にあります。社会福祉サービスは皮肉なことにそれを利用する人を特殊視させ、別ものとして徐々に社会の主流から排除してゆく効果を生んでしまうことに注意する必要

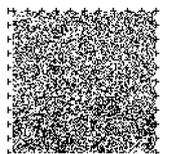
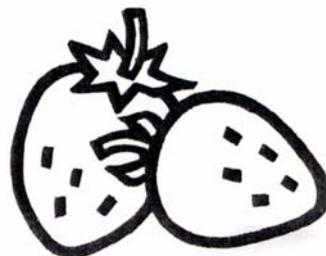
があります。福祉サービスの常態化を図り偏見を生み出さないようにすることは、社会福祉を实践するうえで日々検討してゆかなければならない課題です。

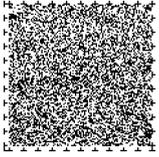
3. 見える障害と見えない障害

身体の障害のように外見から分かる障害でも精神の障害のように外見上は分かりにくい障害でも、障害が認知されてしまえば偏見の構造は同じです。見える障害の場合は最初から偏見に対処していかなければなりませんし、見えない障害の場合は、実は知られているのではないか、あるいは、自分は不誠実なのではないかという不安や葛藤を伴って生活しなければなりませんし、遠からず障害の存在は人の知れるところになります。

いずれの障害の方が偏見が強いかは一概には言えないでしょうが、アメリカの調査で、地下鉄の隣の席に座った人が身体の障害であった場合、精神の障害であった場合などについて、当惑を感じるかどうかを調査したところ、身体の障害の場合には30%程度の人が当惑を感じるとしたのに対して、精神の障害の場合には60%以上の方が当惑を感じると答えたそうです。得体の知れないことに対する不安のようなものがそこにあるのかもしれませんが。

偏見は無知や無理解を前提に制度やサービスが障害について象徴的に一つの特徴を取り上げて特殊化や分離化を図ることによって形成され強化されてゆくものだと考えられます。障害のある人も障害のない人も統合化され、何の隔たりもなく人生を送れる社会を実現し、それぞれの人が他の人のありのままの姿を正しく認識できるようにすること、人々の人間認識を深めることが何より大切なことと言えるでしょう。





偏見の解消に向けて

ーリハビリテーションにおける障壁の解消ー

鹿児島国際大学 高山 忠雄
東北文化学園大学 徳田 律子

1. リハビリテーションによる全人間的復権

WHOによれば、リハビリテーションとは「能力低下の場合に機能的能力が可能な限り最高の水準に達するように個人を訓練あるいは再訓練するため、医学的・社会的・職業的手段を併せ、かつ調整して用いること」と定義されています。また、サービス体系としてのリハビリテーションの領域は、①医学的リハビリテーション、②教育的リハビリテーション、③職業的リハビリテーション、④社会的リハビリテーション、に大別されてきました。

このリハビリテーションという言葉の語源を遡ると、リハビリテーションとは、re-habilis-ationという3つのラテン語を起源としており、「re(再び)-habilis(適応)-ation(すること)」という意味を有しています。リハビリテーションという言葉は、中世ヨーロッパでは「身分を回復する」「破門を取り消す」といった意味で用いられていました。つまり、王などによって任命された地位や身分が剥奪された場合、臣下(貴族や騎士)の地位や身分に戻されることをリハビリテーションと呼んだのです。

近代に入ると、「名誉の回復」「無実の罪の取り消し」という意味で使用されるようになりました。

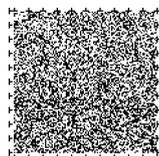
ジャンヌダルクが魔女であるとして火あぶりの刑に処せられましたが、

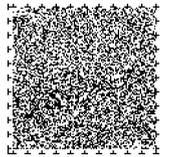
後世になってその罪が取り消され、名誉が回復されたことなどもリハビリテーションと表現されています。現在私たちが使っているような意味でリハビリテーションという言葉を用いるようになったのは、第一次世界大戦の末の頃とされています。ただし、その当時であっても身体の機能回復訓練という意味よりもむしろ職業復帰を中心とした社会復帰ということに焦点が当てられていたようです。

このようにリハビリテーションという言葉の意味を歴史的な背景から捉えるならば、リハビリテーションとは単なる訓練ではなく、本来的には全人間的復権であると捉えなおすことができるのです。すなわち、身体的な障害あるいは精神的な障害などを有することによって生じるあらゆる障壁(困難)に対して、よりよく社会に適応できるように支援することこそがリハビリテーションの果たすべき役割と言えるでしょう。

2. リハビリテーションにおける障壁の存在

私たちは疾病にかかった時、医療機関において治療を受けます。さらに、疾病により何らかの障害が残る場合には、一般に医学的リハビリテーションの対象となります。医学的リハビリテーションでは、機能の回復、日常生活活動能力の維持・向上、などへの取り組みが行われます。ここ





で、上述したような全人間的な復権のためには単なる機能回復ではなく、家庭あるいは社会生活を営むために必要な“役割”に関する基本能力の回復を目指すことが必要になります。しかしながら、この段階にはいくつかの障壁が存在しています。

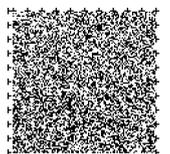
一つには活動面における障壁の存在でしょう。機能障害あるいは能力障害ということはもちろんのこと、障害を持つ前には当たり前のようにできたことであっても、障害を持ちながら社会生活に必要な活動を行おうとした時に障壁の存在によって困難をきたす場合があります。例えば、歩道の段差、車いす使用者の通行を妨げる障害物、乗降口や出入口の段差等はその一例と言えるでしょう。これらの障壁は“物理的障壁”と呼ばれています。このような物理的な障壁に関しては、福祉用具などの利用により身体機能を代替・補完していくこと、あるいは社会的環境を整備することにより対応していくという2つのアプローチ方法があります。このうち、社会的環境の整備については、1994（平成6）年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（通称：ハートビル法）が制定されたことにより、少しずつではありますが高齢者・障害者に配慮した建物が増えつつあります。しかしながら、地域の中に目を向けるとまだまだ多くの物理的な障壁が残っていることも事実です。リハビリテーション過程にある障害者が社会に適応していくためには、誰もが住みやすい環境作りを行っていくことが焦眉の課題なのです。

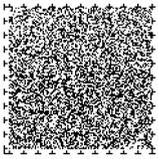
他方、リハビリテーション過程においては“心理的な障壁”も存在しています。これは、周囲からの心ない言葉や視線、障害者を庇護されるべき存在としてとらえる等の意識上の障壁を指しています。こうした障壁が存在していることは機能障

害あるいは能力障害自体の問題ではありません。むしろそうした機能障害あるいは能力障害に付与された社会的・文化的な意味づけの結果として偏見（prejudice）が存在しているのです。また、機能障害あるいは能力障害への意味づけのみならず、機能を代替・補完する福祉用具などに対してもそれ自身がもつ機能以上の意味づけがなされる場合があります。実際、福祉用具を利用しているだけでも偏見の対象となり得るのです。例えば、車椅子に乗っているだけで「かわいそう」などと哀れみの視線、好奇の視線を向けられることもあるでしょう。こうした現実をみると、障害者への理解が深まりつつある今日においても、偏見は消えることなく存在し続けていると感じるのです。そして、このような偏見は障害を持つ人と関わる時の障壁となり得ます。なぜならば、対等な個人としてみていない状況では、本当に相手のことを理解することはできないからです。小さな子供同士が障害に関わらず共に遊んでいる状態を見ると、多くの言葉を要しません。そこには障害に対する特別な意味づけも障害の有無による偏見もないからです。では、私たちの周りに存在している偏見はどのようにすれば解消されていくのでしょうか。

3. 偏見の解消に向けた今後の課題

偏見に関する問題は、物理的な障壁と比べるとすぐに解消できるような問題ではありません。なぜならば、偏見は実際に目で見ることができないからです。偏見と似た言葉に差別という言葉があります。差別とは、(1) 同じ仲間として扱わずに区別すること、(2) 偏見や先入観などをもとに、特定の人々に対して不利





益・不平等な扱いをすること、またその扱いを言います。すなわち、差別的な行動という形によって、私たちは差別を認識することができます。認識することができれば解消への道も開けてくるでしょう。近年では、千葉県・宮城県・長野県・山梨県などを中心として障害者差別をなくす条例づくりが進んでいます。

ところが、偏見とは、(1)ものの見方や考え方が一方に片寄っていること、(2)ゆがめられた考え方・知識にもとづき、客観的根拠がないのに、特定の個人・集団などに対して抱く非好意的な意見や判断、またそれにとまなう感情、などを指します。すなわち、偏見とは目で見ることができないものなのです。それ故、偏見が存在しているにも関わらず、人はそうした事実気付きににくく、また偏見に対する価値観を転換する機会も失いがちになるでしょう。つまり、偏見は目に見えない分だけ人の心の中に潜在化し、固着していく危険性もはらんでいるのです。

偏見に関する問題については、偏見を解消するための教育を行っていくことが必要と考えられます。偏見を持たない子供同士の関わりについて前述しましたが、偏見を解消するためには偏見の存在を知っておくことも必要なことです。なぜならば、どのような価値判断により偏見が生まれてきているのかを知らなければ、どのように解消できるのかといった方法も明らかにはならないからです。

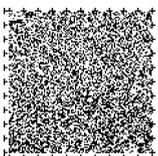
そして、こうした偏見の解消に向けた取り組みは一朝一夕に達成できるものではなく、長い時間をかけて取り組むべき課題なのです。そして、まずは自分自身の身に置き換えて考えてみることで

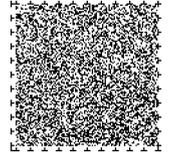
しょう。「自分自身が障害を持っていたらどのように考えるだろうか」、あ

るいは「自分が障害を持っていたら人からどのように見られるだろうか」、といったことを相手の立場になって考えてみることです。こうした自分の身に置き換えて考えてみることから本当の理解というものが生まれてくるでしょう。また、学校などにおける教育にとどまらず、実際に障害を持つ人と関わる機会を有することが大切であると考えられます。なぜならば、継続的に障害を持つ人と関わり、障害という個性をもつ尊厳ある人間として相手を理解していくことこそが本当の意味での偏見の解消にとって有効な方法であるからです。

4. おわりに

G. W. オルポートによれば、偏見とは「予断に基づき、合理的な根拠なしに、ある集団に所属している人が、単にその集団に所属しており、それゆえにまた、その集団のもっている非好意的な特質をもっている可能性が高いという理由だけで、その人に対して向けられる嫌悪の態度、ないしは敵意ある態度である」とされています。もし、誤解や無理解が偏見を生み出しているとするならば、それは絶対に避けねばならないことですし、言い換えれば必ず避けることのできるものなのです。そしてそれは非常に難しいことなどではなく、案外簡単で、実は身近なところに答えがあるのではないのでしょうか。自分の考えている既存の枠に障害者を当てはめて考えるのではなく、率直にお互いを理解し合おうとする気持ちこそ偏見の解消のために求められていることなのです。だとするならば、偏見に関する問題は、誰かの問題では決してなく、私たち一人一人の肩にかかっている自己の問題であると意識することから障害者の全人間的復権が始まるのです。





コンフリクト解消に向けて

—施設サービス提供者ができること—

社会福祉法人 創志会
理事長 新保 祐元

1. はじめに

社会福祉基礎構造改革と地方分権化の流れの中で、障害者施策のパラダイム転換が進められています。その顕著な事柄が障害者自立支援法の成立によって、サービス利用と障害者プランの策定に関する実施主体の役割と手法が大きく変化することです。

これまで障害者に係わる社会資源の基盤整備は、国の定めた障害者プラン数値目標によって担われてきましたが、今後は市町村の障害者福祉計画による施設整備計画の積み上げによって、その数値目標を国が追認する形になります。したがって、障害者プラン策定の基本計画は市町村が担うことになります。それは市町村住民の障害者受容度や、地域住民の民主度などによって、施設整備の進捗に温度差が生じることを意味します。

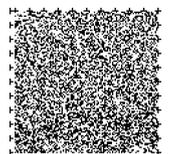
もちろん市町村の障害者理解と施策の進展に対する意欲を否定するものではありません。また、地方行政が地域住民に対し公平で公正なサービスを提供し、その暮らしを守るという基本的役割を遂行すれば、障害者も健常者も分け隔てなく暮らしを守っていくはずです。したがって市町村住民の一人である障害者が抱える生活問題を解決するため、すべての市町村でその施策推進が図られるはずですし、そうであることを信じるべきです。

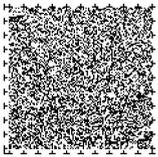
それでもなお、地域間で施設整備の温度差が生じることを断定的に述べたのは、それなりの理由があるからです。それは障害者に係わる市町村行政や地域住民の理解度や受容度が、すべからく好ましい状況にないからです。すなわち障害者施設

の整備に当たって、残念ながら施設摩擦（施設と地域住民間のトラブルや、地域住民による施設への排他的行為、以下：コンフリクトと記す）が生じる可能性を否定できない事実があるからです。

ことに筆者は施設整備に当たって地域住民の了承を取り付け、住民の承諾書類を添付して施設整備計画を県に提出し、国の施設整備補助金が決定した後、整備予定の市の建築課に建築確認申請をしたところ、申請書類が不受理になった経験を持っています。不受理の理由は、精神障害者施設があると市の都市整備とその発展に支障が生じるということでした。まれなことかもしれませんが、地域住民が理解を示しても市の幹部が理解を示さない実例がありました。また、地域住民と施設間の摩擦は、施設の運営が開始された後も起こり得ることから、住民の理解度を含めて地域間で障害者福祉計画に温度差が生じる不安要因を否定し得ないでいます。

それでもなお、障害者も地域住民の一人として遇される社会の到来を願う立場から、コンフリクトの解消に向けて、何が課題で、どうすれば解決の糸口が見いだせるのかを模索し続けて行くことは、サービス提供事業者の大事な役割です。サービス提供者はこうした役割を担うことによって、市町村障害福祉計画の策定が障害者ニーズにそぐう形で策定され、障害福祉サービスが全国どこでも適切に利用できる基盤づくりに寄与しなければならないといえます。こうした立場から、ここでは精神障害者に対する偏見の所在と、サービス提供事業者が担えるコ





ンフリクト解消への事例を示すことにします。

2. 偏見やコンフリクトの所在と住民意識

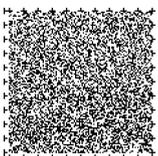
先にコンフリクトが生じる要因に精神に障害を持つ人に対する誤解や偏見が払拭しきれない事実が存在することを述べました。その背景には、精神障害者が長きにわたって奇異な人、怖い人といった誤解と偏見に基づく意識を払拭しきれない歴史的要因が内在しているのも事実です。それは偏見を個人の問題として捉えるだけではなく、施策のあり方や地域社会のあり方を含めて見つめ直す必要性があるということです。こうした課題を解決し、精神に障害を持つ方々が、地域住民の一人として安寧な暮らしを保証されるためには、ことに地域社会が成熟した民主的社会になる必要があるということです。

民主的社会はすべての生活課題において自立した市民を構成要員とし、地域生活に係わる課題はノーマライゼーション理念に立脚しながら、日常的に生起するすべての住民に関する諸問題を、地域住民一人一人の責任と協力によって、自主的に解決することが合意できることが必要です。全ての市民がこうした力量を持っているなら、誤解や偏見が生じるどころか、問題が発生したら、地域住民の手で、自ら問題を解決することになります。

このような合意が市民社会で可能になれば、必然的に偏見を除去しなければならないとする地域住民意識が進展するはずですが、こうした土壌が成熟しているとはいえないことから、地域生活に係わる諸問題の1つである精神障害者の偏見の解消は困難をきわめているといえます。

まさに偏見の問題は、市民社会の成熟度に関わる問題だということは、ご承知の通りです。したがって偏見の解消を図るには、地域住民の偏見に関する意識調査が欠かせないのですが、このような調査はあまりありません。その理由は精神障害者の人権に係わる課題だからです。

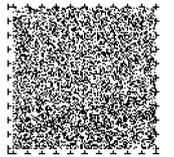
そこで数少ない調査の内、2つの調査を見ることにします。



1つは官房広報室が昭和46年8月に精神衛生に関する世論調査を実施し、同年11月に公表した概要です。その調査項目の1つに精神障害者に対するイメージがあり、恐ろしいと感じる者は16%で、大部分(69%)は気の毒だ、かわいそうとしています。こうしたイメージからすれば偏見の解消に至る手だてが見えそうなのですが、問題解決の困難は精神障害者と直接対応することになったときの住民意識です。同調査では「精神病にかかった人が治った場合、その人を社会人として信用できるか」という問いに対して、信用できる35%、信用できない25%、一概に言えない33%になります。この数値の内、一概に言えないとする人たちが、周囲に精神障害者に対する好ましくない感情を持つ人たちがいる場合、その人たちと迎合する可能性が高いと予測されることです。

次に取り上げる調査は宗像恒次らによって昭和58年に東京都で実施し、その5年後にも2度目の調査を実施したものです。意識調査の推移に関する比較検討が必要ですが、ここでは社会復帰に係わることの一部を見ておくことにします。例えば「精神病院の患者を厳しい実社会にさらすより病院内で一生苦勞なく過ごさせる方がよい」とする問いに、約半数がどちらともいえないと回答しています。また「幻聴・妄想のある人でも、病院に入院しないで社会生活を送れる人も多い」との問いには、そう思うと、そう思はないが拮抗し、どちらともいえないが43%程度です。なお、「精神障害者が一人、あるいは仲間同士でアパートを借りて生活するのは危険である」との問いにはそう思うが当初調査で71.7%、2度目の調査で54.3%でしたが、そう思はないは2度の調査で共に7%にとどまっています。この調査は宇都宮病院事件を挟んでの調査であり、事件後の市民理解度(受け入れ度)は全体的に上向いていることから、調査対比上は社会復帰の土壌となる市民理解が、宇都宮病院事件以降改善されていると見ることも可能です。

ともあれこの2つの調査を大雑把にくくれば、精神障害者に対する偏見意識が根強く、社会復帰



に否定的な者はおおむね3割弱、理解を示し地域で受け入れようとする者が3割強で、残りがどちらともいえないとする人たちということになります。すなわち、1/3のどちらともいえない人たちがキーを握ることから、きちんとした啓発が行われれば、偏見は除去される可能性があり、風評や精神障害者に対する報道のありようによって、偏見が強固になったり、改善されたりするといえます。

3. 住民意識と偏見の実態

近年急速に精神障害者施策が進展し、かつ精神医療も機能分化などの成果が見られるようになりました。メンタルヘルスの課題が一般化しつつあることから、精神障害者理解も深まり偏見も是正されつつあるといえますが、いざ精神障害者と地域住民が対面しなければならぬ事態になると、その様相が悪循環に動き出すのが現実です。

このことが顕著に現れるのが施設整備の時です。それを裏付けるのが先の調査では精神障害者と対応することになると信用できない、信用せよといっても一概に言えないといった意見が多いなどの、精神障害者がアパートで暮らすことへの拒否反応の高さです。このような意識は有識者でも同じであることが、1997年に日精協が実施した「報道機関へのアンケート調査」にも表れています。報道機関といえは社会正義に立脚した姿勢を想起させますが、アンケート結果からは報道に携わる人も市民の一人であり、偏見や受け入れの度合いは決して十分なものではありません。

その日精協調査は、調査前に同雑誌に特集された施設整備に係わる反対運動などに端を発していると考えられますが、その特集で「地域の人たちが寄付といえはいつも快く応じ、夏祭りといえは地域の人たちもみんな集まってくれていたのに、生活訓練施設を病院から少し離れたところに建てようとしたら、猛反対にあってしまった。これまで地域との関係は良好だと思っていたのに」といった趣旨の報告があったのを印象深く記憶しています。それは私も施設整備の際きびしい反対運動を体験し、加えてグループホームを公営住宅に

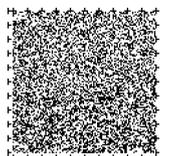
定め、最後の調整をするため公営住宅の住民に説明会を開いたところ、「県営住宅の大家である県職員が来ているのだから、大家が事故責任を取る文書を知事名で示してくれればいい」といった趣旨で、その文書内容に無理難題をふっかけてくるというものでした。おおむね施設整備に関する反対はこうしたやりとりとなり、理屈ではないところに解決の難しさがあります。

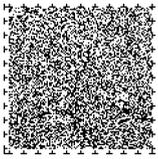
ところで先の調査からすれば、精神障害者の社会復帰に善意を示す人も少ないはずですが、なぜ反対住民の少数意見が全体意見になるのかということを理解しなければなりません。それは反対者が1人でもいると、どちらともいえない中間層が反対者に呼応する例が多いからです。理解者も反対者の不安には応えていただきたいとする姿勢をとり、反対者を説得することはまれなことになるのが実態です。そこに偏見の根の深さを感じ取れます。

4. 偏見への対策は地域住民との接触の場づくりから

私の施設整備は「はじめに」で述べた状況から100%整備不可能といわれていました。そこから脱したことで当時作業所を授産施設にしようとして反対運動に遭っていた高知の作業所に反対運動を和らげるお手伝いに行ったことがあります。そこでは地域との話し合いが難航していました。状況は総論は賛成だが、各論すなわち、何で私たちの街に施設を作るんだ、心配だから人気の少ないところに作ればいいといったことでした。

こうした事例は暇のないほどです。また、私が運営する生活支援センターの2階住民の居宅に状態が悪化した利用者が迷惑をかけ、2階住民のすべてが引っ越す騒ぎとなったことがあります。このときどうして2階住民に迷惑をかけてしまったのかを施設をあげて徹底的に話し合うことにし、2階住民に参加を呼びかけました。当然のように2階住民は話し合いに参加するどころの状況ではなかった





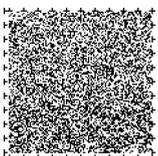
のですが、毎日話し合いの記録を2階住民に報告することで、次第に住民は軟化し、話し合いに加わり問題の解決を図ることができました。

また、施設整備時に生じた反対運動で、私の施設は当初建設予定地を変更せざるをえなくなりました。ようやく整備した施設も地域から風当たりの強い環境にありました。こうした予測というより、精神障害者理解の乏しい環境の中で施設の運営を担い、その理解を深めるには、地域との関係を少しでも保て、かつ深められる事業ないしプログラムの展開が求められるとの思いから、授産施設は当初から零細の弁当販売会社のようなスタイルをとって事業を展開しようと思いました。もちろん就労支援も前提ですが、10年前に事業を開始するとき、1日300食を目標とし販売していましたが、現在は500食程度の販売となっています。この事業展開によって、地域では施設の道案内を聞いてもわからないことはありますが、弁当屋といえすぐに教えてくれるほど、地域になじむことができました。

また、施設開設時より啓発活動に焦点を当てるため、生活支援センターのプログラムに影絵の制作・公演を取り入れ、地域での公演活動を展開してきました。この活動は広く受け入れられ、地域の小学校などから招待されるようになり、影絵公演の後に影絵の動かし方などを学童と一緒にすることで、学童と精神障害者の自然な交流が深まるといった成果をあげ、毎年実施している施設の市民向け公開セミナーでは、影絵と仏教講話を楽しむに市民もいるほどです。

授産事業や啓発活動は、施設の対応だけでない大きな副産物を生じさせます。弁当の製造販売は、当初は精神障害者がつくった弁当なんか食えるかといった風評もありました。ところが、たまたま宇宙センターの毛利研究室の方々から注文があり、研究室の方々が応援メッセージを毎日のように下

さったことが「毛利さんも食べているんだって」といった良い風評になり、地域住民がどんな弁当か食べて



みるかといったのがきっかけで、地域住民との接触が深まりました。その後、地域では弁当づくりに向かない人もいるだろうと、地域の共有地を施設の畑として活用するよう提供され、地域の方々も一緒に畑作業に取り組む様子が見られるようになりました。

いまでは地域行事と施設行事の交流も深まり、就労支援のための職親も形成されつつあることから、施設開設時の精神障害者施設への反対感情は解消されつつあり、当初抱いていた精神障害者は怖いという誤解や偏見が、表立って見られなくなったといえます。

5. おわりに

主に私の体験を軸に思い立ったことを述べてきました。また、この間に多くの活動を見聞させていただき、偏見への対処は知識ではないと痛感させられてきました。例えば私の施設で10年もの間ボランティア講座を実施してきたものの、実際に精神保健領域で活動するものはわずかでした。精神障害者の理解や偏見の除去に役立つことは否定し得ませんが、十分条件ではありません。それは精神保健ボランティアの育成方法にもあります。そのことはボランティア講座修了生に係わる神奈川県と茨城県の報告で知ることができます。

大切なのは、地域住民の中に溶け込むような、言い換えれば地域住民が精神障害者に係わるような場づくり、すなわち接触体験の場づくりが偏見を解消するもっとも効果的役割を果たすといえます。そのためには、街中に自然に点在する精神障害者の活動の場が何よりも必要です。それを作業所や施設と呼称するのは問われる課題ではありません。しかし、現況の社会資源不足は、こうした環境を形成できないことから、まずは必要な社会資源の整備を進捗し、どこでも誰でも精神障害者と触れ合える街づくりが不可欠といえるでしょう。

障害者自立支援法について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

1 障害者自立支援法の成立

障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担等を定めるとともに、精神保健福祉法等の関係法律について所要の改正を行う障害者自立支援法は、10月31日に衆議院本会議で成立し、11月7日に公布された。施行は、18年4月からである。

2 障害者自立支援法の目指すもの

障害者が一人ひとり固有の能力や適性を持っているという考え方に立ち、日常生活や社会参加など自立した生活を営むことを支援することを目指すものである。それは、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会をつくっていくことである。

3 障害者自立支援法のポイント

(1) 障害者施策を三障害一元化

障害種別ごとの法律等に基づいてサービスが提供され、障害種別ごとにサービス提供に大きな格差が生じている現状や精神障害が支援費制度に

入っていないなど制度的な様々な不整合を解消するために、現在、身体障害、知的障害、精神障害と分かれている施策を一元化し、障害者の自立を目指す共通のサービスについて共通な制度で提供することとしている。

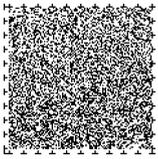
また、住民に身近な自治体である市町村中心のサービス提供体制を確立するとともに、国や都道府県が、広域的、技術的、財政的などの観点から重層的に支援する体制の整備を図るものである。

(2) 利用者本位のサービス体系に再編

これまで33種類に分かれ障害種別ごとに提供されてきた施設体系を6つの事業に再編し、障害種別を超えて共通の場でそれぞれの障害特性等を踏まえたサービス提供ができるようにする。提供されるサービスは、自立支援給付として介護給付・訓練等給付、地域生活支援事業で構成される。また、NPO法人、空き教室、空き店舗、民間住宅、小規模作業所といった地域の社会資源を障害者を支える資源として一層活用しやすいよう規制緩和を行う。

入所施設を地域に開かれたものとして地域生活支援のための社会資源とすると同時に、施設入所者も日中活動を選べるようにして、地域移行に資するようにする。

また、極めて重度の障害者が、複数のサービスを組み合わせながら包



括的にサービスを提供し、地域で生活していく仕組みを導入する。

(3) 就労支援の抜本的強化

障害者が地域で自立して生活するためには一般企業等に就労することも重要な要素と考えられることから、施設・事業の体系を見直し、障害者のニーズや適正に合わせて、働く意欲と能力を育み雇用などへつなげていくために、新たに就労移行支援のための事業を行う。

また、福祉と雇用がネットワークを構築し、障害者のニーズと適性に合った就労支援を実施していくこととしている。

(4) 支給決定の透明化、明確化

従来、どのような状態の人にどのようなサービスをどのくらい提供するかが市町村によりまちまちになっており、地域差が生まれる大きな原因となっている。相談支援体制を整備するとともに、サービスを提供するためのルール化等を進めることにより、必要なサービスをより効果的・効率的に、より公平で透明なプロセスで提供できるようにする。そのために、支援の必要度に関する客観的尺度（障害程度区分）を導入し、区分の認定のために全国共通の項目による調査を実施し、市町村の審査会の意見聴取を行うなど、市町村が支給決定を行う際のプロセスの透明化・明確化を図ることとする。

一人ひとりの利用者が、必要に応じて相談支援が受けられるよう市町村の事業として相談支援事業を位置づけ、これを相談支援事業者に委託できることとしている。また、相談支援事業について

は、障害種別にかかわらず市町村に一元化し、都道府県は専門性の高い事業や広域的対応を行うことなど役

割を分担する。

(5) 安定的な財源の確保

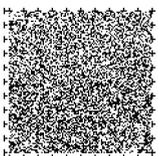
現在サービスを利用している人たちだけでなく、新たにサービスを利用しようとする方たちも含めて制度の持続可能性を確保するために、「みんなで負担する」という考え方のもと、利用者負担を見直し、負担能力の乏しい方へ配慮しつつ、福祉サービスの利用量に応じた負担（定率負担）とするとともに、国、都道府県の財政責任を確立する。現行法では、居宅サービスに係る費用に対しては、国、都道府県は補助することができる、という規定になっているが、財政確保の観点からこれを義務負担化する。

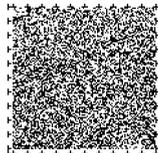
更生医療、育成医療、精神通院医療についても、制度間の不均衡を解消し、費用を皆で支え合う仕組みとして、制度の効率性、安定性、持続性を確保していくこととしている。

また、入所施設については、食費・光熱費を実費負担とすることにより、在宅で生活する障害の方々とのバランスを図ることとしている。

(6) その他

サービスの提供の地域格差を無くし、全国どのような地域においても必要なサービスが利用できるよう、市町村や都道府県に自立支援給付や地域生活支援事業などのサービス等に関する障害福祉計画の作成を義務づけ、その結果を国の障害者プランに反映させていくこととしている。





第5回 全国障害者スポーツ大会 輝いて！ おかやま大会



▲キラリと輝く選手の表情

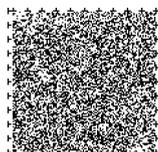
温和な気候にも恵まれ晴れの国岡山において、皇太子殿下ご臨席のもと、第5回全国障害者スポーツ大会（輝いて！おかやま大会）が開催されました。

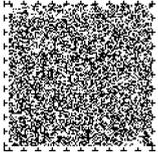
大会を通して、選手の生き生きとした表情、開始直前の緊迫感、勝利の喜び、悔しさ、達成感等、様々な表情を目にしました。スローガンの通り、「あなたがキラリ☆」。大会でキラリと輝く汗や心が、参加するすべての人びとの心に残るすばらしい大会となりました。

（取材：戸山サンライズ 鶴原・岩本・西田）



今大会の舞台となった岡山県の選手団





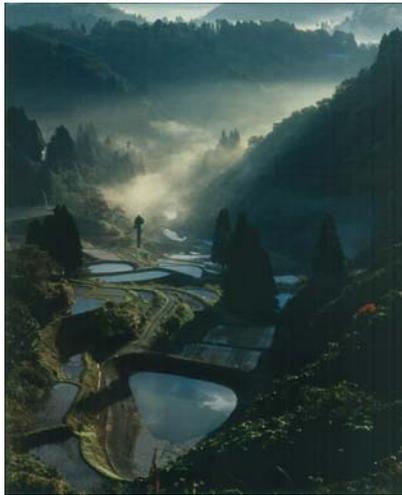
〈写真の部〉
特別賞



「日本の祭り」

横浜市 安室 作真

動きの激しいお神輿の写真で、激しい動きをびしょときめられた力は敬服です。



「夜明けの棚田」

岐阜県 川尻 欽士

撮影の場所、時間、技術、すべて万全。山古志村を知り尽くし、愛情をこめての撮影に「脱帽！」



「鳥のベッカム」

埼玉県 増田 耕作

動物の写真で、それぞれが持っている特性を鋭く捕らえるのはとても難しい事です。横からの光が眼光の鋭さを捕らえて素敵です。



「ジンベイザメを撮る人達」

山梨県 依 照二

鯨やえいやその他の魚たちの乱舞が素敵です。人達の後姿は引き立て役です。題名が中身とずれているようで残念。



「朝市」

石川県 矢倉 一成

生活感がある作品はとても貴重です。若葉の下では人は緑に染まります。ランプの光ではオレンジ色です。黄色でこそ「生活感」です。



〈写真の部〉
金賞



「パパーツ、ここだよーッ！」

福岡県 中溝 忠夫

楽しさを楽しく表現することは何でもないようで、実はとても難しく、そして素敵なことです。



「素晴らしき朝焼」

埼玉県 黒須 喜美

さりげなく平凡にも見えますが、なかなか。水面に映った茜色の空まで含めて細かな神経の行き届いたしっとりした富士です。



「ハードリング」

山口県 大上 稔

初めて見たとき「えっ」と思いました、技術的な創意工夫。多分その道のベテラン技術者であられるのでしょうか。「脱帽」



「葉っぱのくるまに乗りたいね。」

愛媛県 大西ツネ子

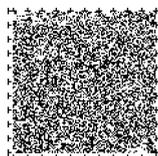
お孫さんに寄せる愛情が伝わってきます。

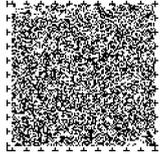


「ペーロン」

長崎県 片岡 友衛

漕ぎ手の動き、太鼓打ちの振り上げた手、波のざわめき、一発で決まっています。





「車椅子」

広島県 輪田 辰雄

高い所から木の葉越しに写されたのですが、まわりを囲む柔らかい緑のほけが、写した人の優しさを増幅させています。



「真冬の母と子」

広島市 上園 義輝

形に追われやすい動物写真。母猿の子どもに寄せる愛情がしっかりと伝わってきます。



はなはな
「華華」

島根県 土江 康富

根底にあるのは庭に咲いた花に対する愛情に違いないのだけれど、花びらの質感を的確にとらえた光の当て方が素敵です。



「ぼくたちおわらいこんびです」

宮崎県 庄田 真穂

「いいかお」だなというのが素直に伝わってきました。写真の原点です。「綺麗なものを撮ってやろう」という雑念が無いことが素敵です。



「お犬さまも初詣」

福岡市 福山 哲

愛情の素直で、的確な表現。



「のれん」

仙台市 武田 雅裕

マニアが押し寄せる名所には目もくれず、日々の生活の場での日常をレンズで掬い取る、これが木村伊兵衛さんなどが育てた写真の本道なのですよ。



「仲よし三人組」

広島市 福島 国民

あなたが言われるとおり、若さと笑顔がとってもいいです。



「荒波飛翔」

広島市 久保 正治

「写真は気合だー」という言葉が響いてきます。大自然に立ち向かうあなたの気迫に乾杯。



「無我の舞」

広島市 神田 康弘

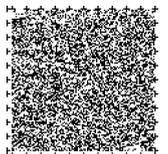
舞い手の若さとエネルギーが画面いっぱいになっています。

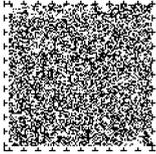


「人、住んでるのかな？」

福岡市 中川 真吾

びかびか、ざわざわの街の真ん中に取り残されたつましい生活の場、或いは滅びの侘しさ。暖かい目をかんじます。





〈書道の部〉
特別賞

特別賞寸評 (左から)

上	鍛錬された線が自在に動いて風格のある見事な作。空間でのリズムが美しい。
段	伸びやかで素直な書き方は魅力に満ちています。文字に対する理解が深く大きな動きが見事。原始筆雲が今誕生したかのように墨が蠢いており白と黒とが良く生きています。心象風景の表現が生きた作。大地に屹立して他を睥睨するかのような剛毅な線と懐の大きさに驚きと感動を覚えます。六朝楷書の生氣あふれる運筆が作品を大きく盛大に見せている。細かなところまでよく見ている。
下	唐楷の緊張感を見事に書きあげており修練の高さを見せています。特に細線の強さは見事です。
段	粘りある線は軟毛の特性を十分活かした重厚な作に纏っています。古典の匂いのする作品です。今生きている自分に感謝する心が素直に表現されており筆の動きに心の高揚を見る。線に不自由さを感じさせない動きは感動的。強い意志で広い空間を良く掴んで書き上げた。空に浮かぶ雲の自由さを飄逸とした書きぶりよく表現している。作品の作り方をよく理解している。



「元趙氏 客有吹洞」
宮城県 五十嵐 道好



「ふじ」
茨城県 中澤 恵子



「昂 (すばる)』
神奈川県 栗木 博将



「大地」
山梨県 山本 和美



「高貞師『將軍』」
島根県 山本 順一



「九成宮醴泉銘、屢加腠理猶滯」
徳島県 田村耕一郎



「和光同塵」
香川県 高田 英男



「作者名不明 (ともかくここに生かされている)」
佐賀県 長野美津子



「世界平和」
仙台市 穴戸 堯子



「孤雲」
大阪市 安友 和子

〈書道の部〉
金賞

金賞寸評 (左から)

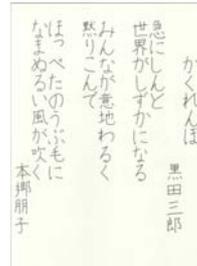
上	しっかりと書かれており揺るぎない力に満ちている。正面切った堂々たる作品。
段	長年の修練が自信となっていき動きに無駄がない。余分な力の抜けた伸びやかな線が見事です。硬筆は日常生活に密着しているので作品に成り難いがこの作品は文字を大切に丁寧に書いており真摯な習作姿勢が窺える作。曲線と直線を丁寧に組み合わせることは難しい仕事ですが、この作は空間での呼吸の繋がりが見える佳作。唐楷を意識した整齊美の優れた作で終筆まで繊細な神経が行き届いている。楷書とは何かをよよく理解している。
下	仮名の細やかな情感を伸びのある線できよく表現している。散らしの研究もされており自然な動きがいています。
段	運筆の変化による線の表情のバリエーションは心の動きを現わして余りある。もっと楽しい作品を期待できそうです。筆の動きは自然でとても足で書いたとは思えない。古文字が持つ古意が伝わってくる。とても高齢とは思えない艶やかな線は書は精神の産物である事を改めて感じさせます。若やいだ解放感が見事です。運筆が自然で脈路が良く通った作品。気持ちの流れと運筆が上手く合致した。



「望」
北海道 佐東 宗春



「雪裏梅花 道元禪師 正法眼藏より」
岩手県 長根新一郎



「かくれんぼ」
宮城県 本郷 朋子



「歌う」
奈良県 伊藤 竜也



「伯禹絶後前登」
鳥取県 板倉 清子



「夏の句」
長崎県 松岡サナエ



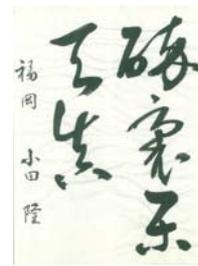
「あいの『あ』」
宮城県 大西 亜季



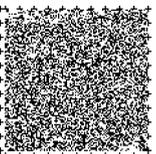
「鶴」
さいたま市 池田 元美

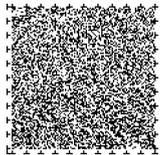


「清泉」
広島市 山中 都



「酔裏楽天真」
福岡市 小田 隆





第20回 障害者による書道・写真全国コンテスト結果発表

「障害者による書道・写真全国コンテスト」は、障害者の完全参加と平等をスローガンとした1981年の国際障害者年を記念して、1984年に東京（新宿区戸山町）に設置された全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）が主催するもので、障害をもつ方々の文化・芸術活動の促進と技術の向上、またそれらの活動を通じた積極的な自己実現と社会参加の促進を目的に1986年から行っております。

本コンテストは、今年第20回という節目の回を迎えました。これもひとえに皆様の温かいご支援とご指導によるものと心より感謝いたします。

おかげさまで、全国からの作品の応募は982点（書道の部735点、写真の部247点）を数え、過去最高数であった前回855点（書道の部655点、写真の部200点）をさらに上回るご参加をいただくなど、第20回記念にふさわしい大会となりました。作品を出展していただいた皆様にこの場を借りて深く御礼申し上げます。

それだけに、入賞を決定する審査会は非常に激戦となりました。そのような中から、審査員の先生方の目に留まる素晴らしい作品を制作されました入賞者の皆様のお力には心より敬意を表します。本誌では、第20回特別賞と金賞の作品を審査員からのコメントを添えて掲載させていただきます。

また、入賞作品の展示につきましては、平成18年2月28日（火）まで当センターで、平成18年3月15日（水）～平成18年3月17日（金）の日程では、新宿パークタワーにて入賞作品展示会を開催いたします。皆様のご来場心よりお待ちしております。

書道の部

【特別賞】

県名等	氏名	題名
宮城県	五十嵐道好	元趙氏帛 客有吹洞
茨城県	中澤 恵子	ふじ
神奈川県	栗木 博将	昂（すばる）
山梨県	山本 和美	大地
島根県	山本 順一	高貞稗「將軍」
徳島県	田村耕一郎	九成宮體泉銘、屢加脥理猶滯
香川県	高田 英男	和光同塵
佐賀県	長野美津子	作者名不明（ともかくここに生かされている）
仙台市	穴戸 堯子	世界平和
大阪市	安友 和子	孤雲

【金賞】

県名等	氏名	題名
北海道	佐東 宗春	望
岩手県	長根新一郎	雪裏梅花 道元禅師 正法眼蔵より
宮城県	本郷 朋子	かくれんぼ
奈良県	伊藤 竜也	歌う
鳥取県	板倉 清子	伯禹絶後前登
長崎県	松岡サナエ	夏の句
宮崎県	大西 亜季	あいのすの「あ」
さいたま市	池田 元美	鶴
広島市	山中 都	清泉
福岡市	小田 隆	酔裏楽天真

【銀賞】

県名等	氏名	題名
山形県	伊藤 勇樹	元気よく「二」
福島県	木村 風伯	ウインクした藍
埼玉県	尾池 雅之	恵
神奈川県	鈴木 俊夫	曹全碑臨書（そうせんびりんしょ）
愛知県	藤田 正年	月影清
京都府	堀井 信昭	和敬静寂
山口県	大庭 秋子	至道
熊本県	濱田 年男	風来花自舞
沖縄県	津波古紀子	忍耐
静岡市	海野実菜江	月

【銅賞】

県名等	氏名	題名
福島県	阿部 イネ	清心
埼玉県	渡辺英二郎	天地玄黄（千字文）
埼玉県	野中 洋子	春如海
埼玉県	坂本 成世	水
埼玉県	西村 真弓	「すし」
埼玉県	伊藤 員子	「方正」
埼玉県	小磯 典子	和歌一首
千葉県	川名 美津	省職讖誠
滋賀県	石見 麻梨	「元気」
滋賀県	大辻 幸子	楷書「夢」
奈良県	中井久里奈	希望
奈良県	長岡 麻里	「たのしい」
奈良県	小城 康弘	海
和歌山県	寺岡 孝	乱
岡山県	平田 稔	篆刻：地平らかに天成る，歩み，国際親善
大分県	穴井 豊隆	福刈
宮崎県	那須 史典	かき
宮崎県	横山 智子	好きなくだもの「なし」
沖縄県	伊佐夕ツ子	長い秋の夜
京都市	堀代 尚江	「あき」

写真の部

【特別賞】

県名等	氏名	題名
埼玉県	増田 耕作	鳥のベッカム
石川県	矢倉 一成	朝市
山梨県	依 照二	ジンベイザメを撮る人達
岐阜県	川尻 欽士	夜明けの棚田
島根県	土江 康富	華華
広島県	輪田 辰雄	車椅子
宮崎県	庄田 真穂	ぼくたちおわらいごんびです
横浜市	安室 作真	日本の祭り
広島市	上園 義輝	真冬の母と子
福岡市	福山 哲	お犬さまも初詣

【金賞】

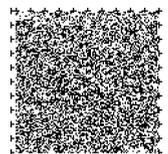
県名等	氏名	題名
埼玉県	黒須 喜美	素晴らしい朝焼
山口県	大上 稔	ハードリング
愛媛県	大西ツネ子	葉っぱのくるまに乗りたいね。
福岡県	中溝 忠夫	『パパーッ、ここだよーッ!』
長崎県	片岡 友衛	ペーロン
仙台市	武田 雅裕	のれん
広島市	福島 国民	仲良し三人組
広島市	久保 正治	荒波飛翔
広島市	神田 康弘	無我の舞
福岡市	中川 真吾	「人、住んでるのかな？」

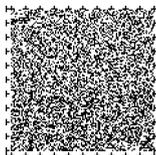
【銀賞】

県名等	氏名	題名
北海道	加藤 博	桜林坊の美女達
岩手県	高橋 政美	田んぼアート
宮城県	遠藤 健治	寝惚け
埼玉県	森田 君江	水鏡
滋賀県	中川 秀子	私はだあれ？
岡山県	高橋 弘子	盆を迎えて
広島県	栗原 良三	未来心の丘
愛媛県	藤川 直子	なにを作るのかな
広島市	橋本 高明	夕景
広島市	仲野 容吉	的中的

【銅賞】

県名等	氏名	題名
北海道	押木トシ子	SUN-Rise
北海道	庄司 涉	ホタテ漁の朝
北海道	影久 福松	話し合い
岩手県	菊池 英機	あすげがなばれ
群馬県	青地 勝三	自由
群馬県	廣田 新一	しずく（あじさい）
群馬県	石井 滝江	双子の可愛いおじょうさん。
埼玉県	小川早代子	紫・降るが如く
埼玉県	関 ヒロミ	水面の秋
福井県	坪田 時男	雨あがり
愛知県	白井 正美	「幻想」
奈良県	源二 源一	蛙の傳説
広島県	小林 運利	シルクロードの夕日
山口県	井上 昇	新春の神事
香川県	小野 利信	讃岐富士の夜明け
愛媛県	河田 高秀	噴水
仙台市	加藤 広義	（大曲花火）大会提供花火
仙台市	菱沼 明夫	小寺彩景
仙台市	竹澤 英明	「L」の雄飛
広島市	竹内 義幸	蜜を求めて





審査総評

(書道の部)

今回も力作が揃いました。特に20回記念ということもあり、出品点数が大幅に増加し、質の高い作品が多く見られました。

20年を経てこのコンテストの定着と主旨の徹底が着実に進んできた様子がよく窺がえて喜ばしい限りです。

作品全体の傾向としては、文字に対する思いを込めて一字一字を大切に丁寧な書きぶりの作が多かったと思います。その反面、印象的な作が少なかつたのではないのかと感じました。もう一歩自分の心情を明確に出した個性的な作も欲しいと思いました。書を楽しんで練習を重ねていくことで一層リフレッシュの効果が増すと思います。時には自分の枠をはずすことも大事ではないでしょうか。

身体障害者の方々の中には、長く書道をなさっている方から始められたばかりの方までおられますが、それぞれ苦心の跡が見えました。文字に対する理解が深くハンディキャップを感じさせない作が多かったです。特に重度障害者の方の作には、見る人に「生きる」ということを考えさせるのに十分な力が漲っていました。

知的障害者の方の作品は、明るい未来を予感させてくれました。今回は作品のレベルが高く各地での教育の高さと周囲の方の暖かさを感じました。以前に比べ墨や筆で遊ぶだけでなく、自分で作品にしようとする意欲が見えました。しかし、もう少し自由で大胆な作品もあってよいかなとは思っています。

精神障害者の方は、落ち着きと緊張感がよく出ている作だなと感じました。自由にならない毛筆を用いて表現することは日常生活を送る上でも役立つことと思います。

渡部 會山 (創玄書道会審査会員、毎日書道展審査会員)

(写真の部)

「写真が成立する瞬間」

「演劇が成立する瞬間」戦後すぐ、60年近く昔の劇作家の木下順二さんの言葉です。

頑なに己の主張を押し出して、観客との交流に力点を置かなかった戦前の演劇運動に対する自戒的な批判の言葉でした。

演ずる俳優たちと観客たちとの間に心の火花が飛び交って、両者が作り上げる芝居こそが本物の芝居だと言う主張だったと思います。

写真とて同じこと、極端な言い方かもしれませんが、自分のプリントを自分ひとりで眺めているだけでは、写真は濃淡、色模様の紙切れに過ぎないのです。

何らかの形で人様の目に触れ、写した人と見る人との間に心の火花が飛び交った時、写真は紙切れから「社会的存在としての写真」に転化します。それが「写真が成立する瞬間」というのが私の考えです。コンテストに応募されて、社会とのかかわりを実践されている方々にとっては釈迦に説法だと思いますが、写真を通じての交流をより活発にし、お互い切磋琢磨することが、つぎの発展に繋がると考えて敢えて申し上げます。

審査にかかわって以来を振り返りますと、「生活への踏み込み」での発展は目を見張るものがあります。これを全体への評価とお受け取り下さい。

高岩 震 (フリーカメラマン)

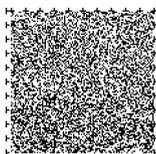
審査員一覧 (敬称略)

金田 一郎 (財団法人日本障害者リハビリテーション協会会長)

吉田 秀博 (全国身体障害者総合福祉センター館長)

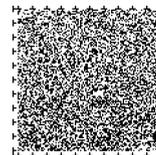
高岩 震 (フリーカメラマン)

渡部 會山 (創玄書道会審査会員、毎日書道展審査会員)





2008年北京パラリンピックに向けて



華東政法学院 人文学院
馬 維 平

2001年に決められた北京パラリンピックまで残り3年になりました。開催地での準備は、スポーツ施設をはじめ、道路交通、自然環境、選挙村など着々と進んでいます。

1960年のローマオリンピックから、オリンピックの年は、同大会の後、引き続いて、同じ場所で身体障害者のオリンピックを開催するようになりました。

当時は、国際ストークマンデビル競技大会といわれていたものです。パラリンピックという名称は、1964年の東京での開催の折、日本がつけた愛称です。

この大会の運営組織は、1989年に1960年のローマ大会を第1回パラリンピック競技大会と位置づけ、2008年の中国北京での大会を第13回大会としています。

大会運営組織は、委員長に故燈小平氏の長男で、文化革命中に受けた傷が原因で車椅子の生活を余儀無くすることになった燈朴方氏を据え、中央政府と北京市役所に関係のあるリーダー達で、同会の業務を遂行しています。

大会のシンボルマークに表わされている意味は、「天、地、人」。上の赤い部分は天、下の緑は大地、そして青い人字型はすべての人間で、人間が一番大きいという意味を示しています。オリンピックの精神である「より早く、より高く、そしてより強く」ありたいという、いつも変らぬ社会的進歩を考えたもので、漢字の「之」にもなります。「之」には、自分、わたしの意味もあります。

大会は、2008年9月6日(土)から9月17日(水)までの12日間、第29回夏のオリンピック北京大会に使用する施設で展開される予定です。

北京パラリンピックの競技種目は、アーチェリー、

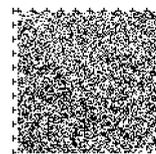
陸上、ゴールボール、車椅子バスケットボール、自転車、馬術、車椅子フェレーシング、サッカー(7人制：脳性麻痺者、5人制：視覚障害者)、卓球、シッティングバレーボール、車椅子ラグビー、車椅子テニス、セーリング、そしてボートレースの合計19種目が実施され、アテネパラリンピックより1種目(ボートレース)が増えています。

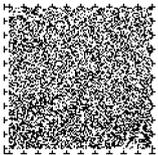
この大会は、今までにない大規模なものとなり、参加国数は150ヶ国以上、選手と役員などの数もアテネパラリンピックより多くなることでしょう。

古い中国の諺に、「友、遠方より来るは喜びなり」というのがあります。きっと、皆さんは、すばらしいもてなしと歓迎を受けることでしょう。

参考文献

1. 譚衛平：北京パラリンピックのシンボルマークが決定、北京青年報、2005年5月18日、5頁
2. 中川一彦：二つのパラリンピック、戸山サンライズ情報、第89号、10・11・14～16頁





精神障害者とスポーツ



高月病院 リハビリテーションスポーツ室

高橋 春一

1. 変わり始めた精神医療

近年、わが国の精神障害者を取り巻く環境は、大きな変革期を迎えています。障害者基本法など一連の法的整備も進み、入院主体から地域へ、そして福祉へと画期的な変化が見られます。精神医療においても、薬物療法をはじめ多種多様な治療により、急性期の精神症状（病気：幻覚、妄想など）は落ち着き寛解することが可能となりました。状況により再発しやすく、生活のしづらさ（障害：全体を把握できず細かいことにこだわる、考えをまとめて行動することが苦手、融通がきかない、身嗜みの欠如、服薬・金銭管理ができない、生活リズムの乱れ、集中力や意欲の低下、疲れやすい、共同作業が苦手、判断・評価が的外れとなり対人関係に影響を及ぼすなど）が残ることがあるものの、適切なりハビリテーション、社会的サポートシステムがあれば、今や予後不良の病気ではありません。

こうしたノーマライゼーションへの流れの中で“スポーツ”を通した取り組みもはじまっているので紹介します。

2. 裾を広げる精神障害者スポーツ

入院から地域への移行期にあたり、新たに入院する比較的若い患者の多くは早期退院するようになり、社会復帰施設やデイケアなどを利用する機会が増えています。デイケアではスポーツがプログラム化され、記録や競争よりも、楽しみを通じて社会性を身につける目的で行われています。また、地域レベルでの取り組みとしては、格差はあるものの都道府県や市町村レベルで精神障害、身体障害、知的障害と合同でスポーツ大会を開催する動きが出始めています。こうし

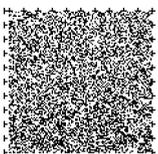
た流れを受けて、競技大会としてソフトバレーボールによる全国大会も開催されるようになってきました。

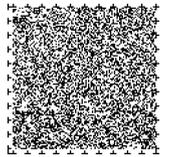
一方、長期入院患者においては老年期精神疾患が著明に増加し、総体的に高齢化した精神障害者も漸増してきています。自殺企図などによる多発骨折、外傷や生活習慣病などの合併症、さらには陰性症状の慢性化に伴う活動性の低下から、心肺機能や持続性、平衡性など体力が低下した患者も少なくありません。ソフトボールやバレーボールを盛んに行ってきた施設でも、現在ではゲートボールを行うのがやっとだといえます。しかし、スポーツの専門家が専任する施設では、社会参加に向けてバドミントン、卓球、バスケットボールをはじめ、ティーボール、キックベースボール、フライングディスク、ペタンク、グラウンドゴルフ、シャフルボード、ソフトバレーボールなどいわゆるニュースポーツを取り入れ、病態に応じて目的やルール、用具などを工夫することで期待する効果をあげています。プールや海が身近にあれば、個々に応じて水治療としてのアプローチも可能となります。

一昔前までの精神障害者スポーツは、精神科病院に入院する患者に対する運動会や施設間のスポーツ交流大会を計画する程度であったことを考えれば、はるかに広がりを見せています。現在では、ボランティアなどさまざまなサポート体制も構築しはじめ、スポーツを通して精神障害者と接する機会も増えています。

3. どのようにサポートするのか

精神障害者と接する際に、もっとも基本的なことは、その健康な部分に働きかけるということです。





障害者との人間関係が今後も長く続くことを念頭におき、傾聴と共感を持ち、相手を尊重し、信頼関係（ラポール）を築き上げること。そのために支持、受容、自尊心を高める態度が必要です。

地域社会や家族などの受け入れ側の状況により障害の度合いが変化するため「ストレスを避ける」、「ストレスを処理する能力を強くする」、「ストレスに抵抗する力を補充する」といった援助と、寛容な人間関係で支援できれば生活のしづらさは軽減されます。薬の副作用からさまざまな症状を呈することにも留意しておかなければなりません。

4. 諸外国の精神障害者スポーツの現状

フランスでは、スポーツが治療の一手段とみなされ、卓球、サイクリング、水泳、テニス、サッカー、ロッククライミング、筋力トレーニングなど統合失調症を中心に実施されているといえます。アメリカでは、多くの精神科病院やクリニック、クラブハウスなどでバレーボールやバスケットボールなどの大会が開かれ、レクリエーションという位置付けで実施されています。その他、イタリア、ブラジル、ペルー、キューバなどでも小規模ではありますが、治療やリハビリテーションの一環でスポーツや大会が実施されているという報告もあります。国により医療・福祉体制に開きはあるものの、治療やレクリエーションとしてナショナルスポーツを中心に実施されているようです。残念ながら、パラリンピックやスペシャルオリンピックスのような全国大会は見られないのが現状です。

5. 日本における精神障害者のスポーツ振興と課題

日本における精神障害者のスポーツ振興に関する活動は、最近ようやく芽を出しはじめたばかりです。精神障害者のスポーツ振興に取り組む上で、体力評価の課題、スポーツ施設の確保、大会会場の設定・交通手段、何より周囲の理解など他にもさまざまな問題があります。ここではポイントを絞り、①競技性の導入、②精神科病院におけるスポーツ（療法）の位置づけ、③周囲の理解について言及します。

まず精神障害者のスポーツ大会に競技性を導入する上での課題ですが、精神障害者の病態は日常生活

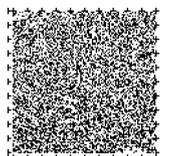
状況や新しい環境変化の影響を受けやすく変動が大きいのが特徴のひとつです。増悪と軽快を繰り返す場合が多く、現在も治療に取り組む必要があるということ。そのため、機能的クラス分けをどのようにすればよいかという課題があります。また、援助者からの促し方にも左右され、競技に向けた練習がストレスとなり、疾病の悪化が予想されることなどがあげられます。チャンピオンシップに固執しない健康作りのな大会も選択肢のひとつであると思います。

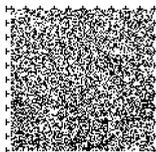
次に、精神科病院全体の8割を占める民間病院の共通した問題について、サービスとして行われているスポーツ（療法）では生産性が合わないため、病院での活動予算や人員が縮小されてきたということです。グラウンドや体育館がある病院でも、採算の取れないスポーツプログラムは消極的にならざるを得ないと関係者は口を揃えます。適切な援助が行えるスポーツ専門家の養成も立ち後れています。精神障害者にスポーツを通して適切な健康作りが援助できる専門職の資格化が喫緊の課題です。

最後に、何より未だ根強く残る精神障害者に対する偏見問題です。従来、精神科領域は未解明な部分が多く、障害者と社会が長い間距離をおいてきたことも一因でしょう。今後スポーツ振興のひとつとして、障害者やご家族をはじめ一般の方々と“スポーツで共に楽しむ”ということを通し、精神障害への理解が得られることを期待します。

6. こころのバリアをあけるには

スポーツと精神医学の研究は世界的にも少ないのですが、2003年（平成15年）には「日本スポーツ精神医学会」が発足し、スポーツと精神医学の関係を包括的に捉える医学分野として研究が進められています。今後もさらに、関係機関と有機的に取り組む必要がありますが、スポーツのみならずこころのバリアをあけるカギは誰ももっているはず。“知識と共感、そしてほんの少しの寛大さ”を持ってこころのバリアをあけてもらいたいと思います。そうすれば、自ずと理解が得られるはずで





感覚の楽しさを追求するスヌーズレン

— 重度障害者のレクリエーションを豊かにするために —

実践女子短期大学

教授 藺田 碩哉

●レクリエーションは生活の快を求めること

「人はすべてレジャーとレクリエーションに対する権利を有する」というのは「レジャー憲章」(1970年、国際レクリエーション協会)の宣言である。だが、重度の障害者の場合、どうやって、どのようなレクリエーションを保障すればいいのか、とまどう現場の支援者が少なくない。重度者の場合、果たしてレクリエーションが可能なのか、という疑問もよく聞くとこである。

この問題が出てくる1つの理由に、レクリエーションの捉え方の問題がある。わが国でレクリエーションというと、あまりにも「活動的」に偏って理解されている傾向がある。何か特別の活動をすることがレクリエーションだというわけである。さらには、レクリエーションというのは個人的な楽しみよりも「みんなで楽しく」集団的に遊ぶことだというイメージも広く行き渡っている。そのように捉えてしまうと重度障害者に何ができるか、という疑問に行き当たることになる。

ここでは日本的に矮小化されたレクリエーションを離れて、原点に帰って考えたい。re-create(作り直し)を原義とするレクリエーションは、人が本来のあり方に戻ることを意味している。イキイキと元気に甦(よみがえ)ることこそレクリエーションなのである。そしてそのための原動力は、垣内芳子先生(元日本社会事業大学教授)の言を借りれば「生活の快」にある。快い体験を求める人間の根元的な志向こそがレクリエーションを産み出すということである。その発想の具体化の1つの例として「スヌーズレン」を位置づけることができるのではないかと思う。

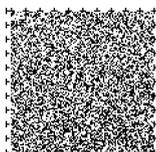
もとオランダ語で、「匂いを嗅ぐ」という言葉と「うとうととまどろむ」という言葉の合成語だという。いい匂いを嗅ぎながらいい気持ちでうっとりする、というほどの意味になる。感覚を適度に刺激し、心の安定を目指すためのさまざまな装置がスヌーズレンの内容である。もう少しきちんと定義すると、スヌーズレンとは「人間の持つすべての基本感覚を刺激し、統合させ、機能させるための環境設定法」ということになる。1970年代にオランダで知的障害者の身体的・精神的ケアの一方法として開発され、障害者の心のゆとりづくりに貢献するばかりでなく、一定の療法的な価値があることが認識され、欧米各国に広がった。日本にも10年ほど前に紹介されている。

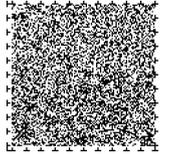
スヌーズレンとは具体的にはどういうものだろうか。一番わかりやすいのは「ミラーボール」であろう。球面に小さな鏡を無数に張り付けた大きなボールを作って天井からつり下げ、回転させながら光を当てると、その反射が部屋中に美しい影を投げかけ、それがリズムカルに動いていくと、一種独特の雰囲気醸し出され、何やらうっとりした気分になる。これが要するに「スヌーズレン感覚」なのである。

ミラーボールは、飲食店やダンスホールなどでもよく見かける「感覚を刺激して気分の高揚をはかる装置」である。誰でもこうした直接的な刺激によって楽しい気分を高めることができる。人をイキイキと楽しくさせるためには五感への心地よい刺激は欠かせない。感覚器官は快と不快とを識別する装置だが、快感を受け止めることができれば、楽しい気分が生まれ、レクリエーション効果が生み出される。ミラーボールでは乱舞する光がレクリエーション援助の素材になっていると言えるだろう。特に重度の障害のために言語的なコミュニケーションや自由な身体運動が困難な人々に対しても、感覚というチャ

●スヌーズレンの誕生

「スヌーズレン」という言葉はもと





ンネルを使うスヌーズレンは十分にレクリエーションの価値を提供できる。

ミラーボールはもっぱら視覚に訴えるわけだが、これにやすらぎの音楽を加えたり、心地よい匂いを合わせたりすれば、さらに総合的に感覚を刺激し精神の活性化につなげることができる。スヌーズレンの装置の中には、光の美しさや音の快さを伝えるものの他、感触の面白さを味わわせてくれるものも少なくない。大きな袋にウレタンの粒を詰めて、身体を優しく支えてくれるクッションや温水を詰めたウォーターマットレスを作って、寝転がっても暖かく快適なベッドが作られている。また、握って柔らかいボールを作り、それを大きな箱にたくさん入れてボールのプールにしたものもある。ボールプールに身を沈めると、無数のボールが身体を支え、独特の感覚が味わえるし、プールの中で動き回り、遊び仲間と押し合うこともできる。日常の感覚とはひと味違った感覚的刺激が得られ、いわば一種の「非日常体験」を楽しめるという点でもスヌーズレンには大きなレクリエーション効果を認めることができよう。

●スヌーズレンの普及

スヌーズレンが日本に紹介されて10年ほど、現在ではそれなりに知られるようになってきた。各種のスヌーズレン製品を製作・提供しているイギリスのロンパ社（製品カタログは日本語も含めて世界67カ国語に翻訳されている）の代理店を務めるP R インタージャパン社の大久保博氏によると、障害者施設、療育センター、養護学校などでスヌーズレンを導入したところは、比較的簡便な道具まで入れると少なく見ても500カ所ぐらいにはなるという。

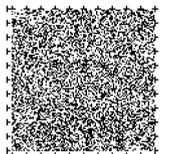
導入されている代表的な装置は、細長いガラスの円筒の中を光の泡が昇っていく「バブルチューブ」、光ファイバーを使った「ヒモ」状の照明、部屋の空間に美しい模様や情景を映し出すプロジェクターの

3つで、これらがいわばスヌーズレン3種の神器ということになる。これらの値段はいずれも15～20万円ほど。そのほか、ミラーボールやボールのプール、ウォーターベッドやクッション、握ると光るボール、押すと点灯するパネルなど。さらにさまざまな音具や積み木のように従来の遊具と連続するものも少なくない。導入にはかなりの経費がかかるのがスヌーズレンの難点だが、施設づくりに当初から積極的にスヌーズレンを導入したところもある。例えば和歌山市立子ども支援センターでは、各種のスヌーズレン用具を装備して、学習障害児の「感覚統合」に役立てようとしており、その活動内容はNHKテレビでも紹介された。

直輸入の装置は値が張るが、スヌーズレンの発想を生かした工夫をしてみることも重要だろう。『スウェーデンのスヌーズレン』というスヌーズレンの紹介書を書いている河本佳子氏は、この本の中で「日本的なスヌーズレン」の提案をしている。そこには、音響効果としては風鈴やししおどし、ライティング効果としては走馬燈、万華鏡、提灯、視覚に訴える凧、香りとしてはお茶、ユズ、梅干し、触覚では湯たんぽ、水枕、軽石、へちまなどがあげられている。河本氏の指摘するように「スヌーズレン的なもの」は、日本にも東洋にもいろいろあるはずで、こうした感覚的な楽しさ・面白さを発見して現場に応用していく姿勢がレクリエーション援助者にも大切だと思われる。

*参考書 河本佳子『スウェーデンのスヌーズレン』
2003年 新評論

*ロンパ社の製品についての問い合わせ先：(株)P R インタージャパン
TEL 03-5781-8053
FAX 03-5781-9897



身体障害者補助犬の受け入れについて

特定非営利活動法人 日本介助犬アカデミー
事務局長 橋爪 智子

外出したい、社会との関わりを持ちたい、働きたい、遊びたい、学びたい……。これらは障害者・健全者に関わらず、当たり前権利であり、そうしようと願い、実行することが、社会参加の推進と自立の促進につながります。そんな「当たり前」を実現する手段としての選択肢が1つ増えました。『身体障害者補助犬』です。

『身体障害者補助犬』とは、盲導犬・聴導犬・介助犬の総称で、それぞれに障害者の身体の一部であり、いつも寄り添って共に歩いてくれるパートナーでもあります。補助犬それぞれの仕事内容は異なりますが、「身体障害者の自立と社会参加を促進する」という目的は共通しています。

各身体障害者補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）の役割

○ 盲導犬

視覚障害者の目の代わりとなり、安全で快適な歩行をサポートします。

盲導犬が地図を理解しているわけではなく、使用者のメンタルマップによる指示に従って、障害物・曲がり角・段差、を教えることで、サポートをします。

全国で957組が活動しておられます。(2005年4月末現在)

○ 聴導犬

聴覚障害者の耳の代わりとなり、音によって発生する情報を知らせます。チャイムやファックスの受信音、目覚ましや赤ちゃんの泣き声を聞いたら、体にタッチして知らせ、音源まで誘導します。また、車のクラクションや自転車のベル音、非常ベルにも反応してくれるので、安心して外出できます。

「みえない」障害である聴覚障害を「聴導犬を同伴している」ことで、周囲に聴覚障害者であることに気付いてもらうことができるのも、大きなメリットです。

全国で10組が活動しておられます。

(2005年10月末現在)

○ 介助犬

肢体不自由者の日常生活動作をサポートします。落とした物を拾う、ドアの開閉、冷蔵庫を開け閉めし、物を取り出す等の他、必要に応じて歩行介助なども行います。また、電話を取ってくることによる、転倒時の緊急連絡手段確保も大切な役割です。適応が多様な障害にわたるため、個々の障害者それぞれに、有効な介助項目が異なります。その点が、盲導犬・聴導犬と異なる点で、訓練計画段階でのリハビリテーション関係者との連携が重要となります。つまり、1人1人のニーズに合わせたオーダーメイドの訓練が必要になるのです。

全国で30組が活動しておられます。(2005年10月末現在)

身体障害者補助犬法とは

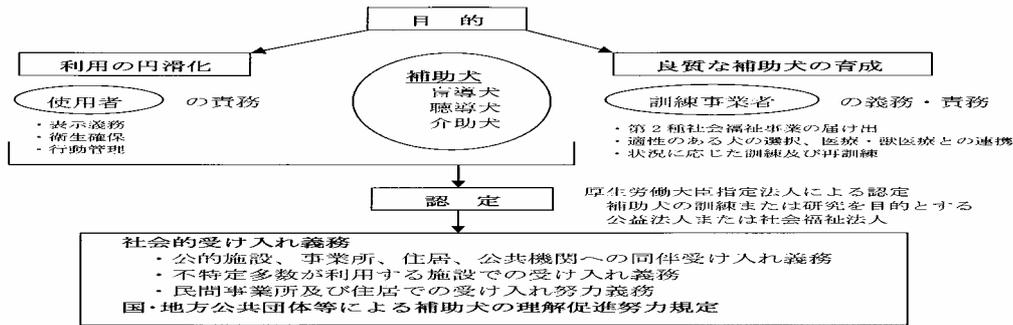
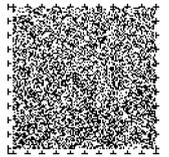
2002年5月22日、「身体障害者補助犬法」が議員立法により成立し、同10月に施行。翌年2003年10月1日からは、交通機関や公的施設はもちろんのこと、全ての民間施設にて、補助犬法による公的認定を受けた補助犬使用者の補助犬同伴を拒んではならないことになりました。補助犬使用者はそれぞれの補助犬に関し、衛生や行動の管理責任者であり、保護者でもあります。その責任の下に補助犬を同伴する身体障害者の社会参加の権利を保障する法律として制定されたもので、そのことに対する理解が必要となります。

事業者別受け入れ体制

法律施行から3年経った今も、実際には同伴拒否の報告はなくなりません。(※ 資料参照)

ここで、改めて正しい受け入れ方法の一例をご紹介します。(「よくわかる補助犬同伴受け入れマニュアル」(中央法規出版)より)

まず、全ての方にお伝えしたいのが、これは「犬の受け入れ」ではなく「障害者の受け入れ」であることの意識です。



身体障害者補助犬法

《飲食店》

補助犬同伴の来店に特別に身構えることはありません。座席に特別な条件はありませんが、「端の方がよい」などの希望に対しては、「子ども連れだからもっと広い席がいい」「タバコが嫌いだから、隣でタバコを吸っているこの席ではない席に案内して欲しい」と依頼されるお客様への対応と同様に捉えれば良いでしょう。

◆ 他のお客様への対応

犬にアレルギーがあるお客様や犬が嫌いなお客様が補助犬使用者と隣り合わせて食事をするのは、双方にとって気持ちが良いことではありません。トラブルを防ぐためにははじめにほかのお客様には補助犬使用者の方が隣席になることを伝えて了承を得ることで、お互いに快適に飲食を楽しむことができます。

◆ 補助犬使用者への対応

基本的に大切なのは、普段からの障害者対応です。例えば、盲導犬使用者にはメニュー内容の説明をする等です。

使用者が食事をしている間、補助犬は使用者のテーブルや椅子の下で伏せるなどして静かにしています。他のお客様が、使用者の許可無く、補助犬に水や食事などを与えないように注意を払いましょう。

《宿泊施設》

基本的に、宿泊に必要な犬の食事や食器、マット、タオル等の宿泊セットは使用者自身が責任を持って用意しています。宿泊施設側が補助犬のために特別な設備や場所を準備する必要はありませんが、ご予約の際に、何か施設側で用意しておく物はあるかどうか、使用者に尋ねましょう。また、補助犬同伴に関する利用システム（排泄場所指定など）なども事前に伝えるようにします。

◆ チェックイン

基本的な施設の説明などについては、一般のお客様と全く同様です。

補助犬を同伴できない場所（たとえば大浴場など）があれば、施設側の意向とその理由をきちんと伝えます。また、補助犬の排泄場所についても、

使用者の方に提案しましょう。施設の敷地内に排泄場所を用意するのが望ましいのですが、施設内に排泄できるような場所が無い場合は、近くの排泄可能な植え込みや公園等へご案内します。

《補助犬を同伴できない場所》

銭湯や旅館の大浴場、遊園地のジェットコースターなど、さまざまな理由で、補助犬を一時的に同伴できない区域があります。その場合の使用者の選択肢は「犬を待機させる」「同伴者に犬の管理を一時的に依頼する」「利用を諦める」の3つになります。

基本的には、補助犬の管理責任は使用者にあり、事業者側が犬を預かる法的な定義はありません。しかし、事業者によっては、待機場所を設けたり、クレート（犬舎）を用意するなどした上で、補助犬同伴のお客様へのサービスの一環として、きちんと責任をもって一時預かりを行っている施設もあります。

犬の預かりや待機については、子どもを預かっているのと同じで、賠償責任問題に発展する恐れもありますので、事業者側の意向や要望もきちんと伝え、使用者の判断に委ねることが望ましいでしょう。

おわりに

法律は国民全てが知って、初めて生きた法律となります。1人でも多くの方が補助犬の存在を知り、補助犬法の正しい理解の上で、補助犬使用者がいる社会が当たり前風景となる社会が1日でも早く訪れるためには、皆様の正しい理解と協力が不可欠です。今後とも身体障害者補助犬の普及と発展にご理解とご協力を頂きますようお願い申し上げます。

『補助犬法に関する情報』

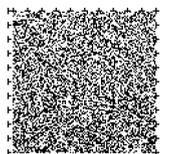
◆ 厚生労働省ホームページ

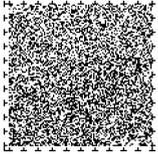
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/syakai/hojyoken/index.html>

◆ 特定非営利活動法人 日本介助犬アカデミー

<http://www.jsdra.jp/>

E-mail: info@jsdra.jp





資料

2005年 7月27日
身体障害者補助犬法改正対策使用者団体連絡協議会

補助犬の同伴拒否に関するアンケートの集計結果

① 実施時期

2005年4月中旬～7月20日にかけて実施

② 対象期間

2003年10月01日（補助犬法の完全施行日）～2005年3月31日

③ 実施方法

アンケートをメールまたはFAXで送信し、質問事項に対する選択および記述式回答

④ 対象者

全日本盲導犬使用者の会、聴導犬使用者タッチの会、日本介助犬使用者の会の使用者

アンケート送付者数：152人（盲導犬136人、介助犬11人、聴導犬5人）

アンケート回答者数：44人（盲導犬29人、介助犬10人、聴導犬5人）

アンケート回答率：29%（盲導犬21%、介助犬91%、聴導犬100%）

⑥ 調査結果

設問1. 補助犬法の完全施行（2003年10月1日）から、2005年3月31日までに、補助犬の同伴を拒否されたかどうかを、施設の種類ごとにお聞きします。

次にあげた施設における同伴拒否について

- 0. 利用しなかった。
- 1. 同伴拒否はなかった。
- 2. 最初は拒否されたが、補助犬法の説明によって同伴できた
- 3. 同伴を拒否されたから選んでください。

施設の種類	利用しなかった人数	利用した人数	同伴の拒否は無かった		最初は拒否されたが、補助犬法の説明によって同伴できた		同伴を拒否された	
			人数	割合	人数	割合	人数	割合
全 体	0	44	7	15.9%	11	25.0%	26	59.1%
飲食店(レストラン、ファーストフード、食堂など)	0	44	19	43.2%	9	20.5%	16	36.4%
小売店(スーパー、百貨店、コンビニ、量販店など)	0	43	31	72.1%	9	20.9%	3	7.0%
宿泊施設(ホテル、旅館など)	6	37	22	59.5%	7	18.9%	8	21.6%
温泉、健康ランドなど	26	17	8	47.1%	5	29.4%	4	23.5%
理髪店、美容院など	7	36	33	91.7%	1	2.8%	2	5.6%
レジャー施設(テーマパーク、遊園地、キャンプ場など)	19	24	22	91.7%	2	8.3%	0	0.0%
動物園・水族館など	24	19	13	68.4%	0	0.0%	6	31.6%
スポーツ施設(体育館、ジム、プールなど)	23	20	16	80.0%	3	15.0%	1	5.0%
スポーツ施設(野球場、サッカー場など)	32	11	8	72.7%	2	18.2%	1	9.1%
博物館・美術館・図書館など	9	34	34	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
コンサートホール、劇場、映画館など	7	36	32	88.9%	2	5.6%	2	5.6%
金融機関(銀行、郵便局、証券会社など)	4	39	39	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
医療関係(病院、診療所、歯科、薬局など)	2	41	30	73.2%	7	17.1%	4	9.8%
航空機	20	24	21	87.5%	3	12.5%	0	0.0%
船 船	24	19	18	94.7%	1	5.3%	0	0.0%
鉄 道	1	42	39	92.9%	3	7.1%	0	0.0%
バ ス	10	32	31	96.9%	1	3.1%	0	0.0%
タクシー	1	41	29	70.7%	5	12.2%	7	17.1%

*割合(%)は、利用した人数を分母にして計算しています。 *合計が44人になっていない施設は、未回答者がいたためです。

設問2. 住居を探す場合、仕事を探す場合、すでに住んでいる住居や働いている職場に新たに補助犬を同伴する場合などにおいて、補助犬が原因となって拒否されたり、苦勞した事例をご存知ではないでしょうか？

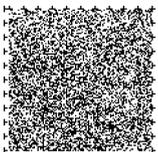
補助犬法の成立以前でも構いませんし、ご自分のことでなくても構いませんので、そのような事例をご存知であれば、可能な範囲でお教え願います。

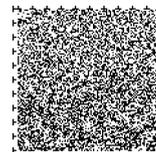
(回答の要約)

- アパート探しに難航した。
- 市営住宅に住んでいる。補助犬法成立以前（2001年）は、ペット禁止の規則違反になるので、市に申し入れた。その結果、障害福祉課からの提言という形で、住宅政策課が補助犬導入の規則を作ってくれた。
- 知人が、マンションをさがす際、盲導犬といっしょということで、相当苦勞した。
- 2002年3月に、ペット禁止のマンションに住んでいて、盲導犬を貸与してもらった。「ペット禁止」の規約を変更してもらうために、マンションの理事会・総会で、盲導犬との居住は認めてもらわなければならなかった。
- 補助犬法成立以前、賃貸アパートを探した際、20件ほど断られた。視覚障害者を住ませたくないために、盲導犬を口実にしたと思われるものもあった。
- 今年、職場の改築工事に伴い、「スペースが広く取れない、盲導犬の排泄に適した場所がない」との理由で、「病院の車を迎えに出すので、盲導犬を自宅に置いて通勤してほしい」と言われた。
- 知人が、借家（マンション）を探すときに「ペットは飼えない」「ほかの住人に迷惑がかかる」などの理由で、盲導犬使用者である旨を述べた時点で、不動産屋から情報提供を拒否されたい。
- 補助犬法施行後、ウイークリー・マンションを申し込んだ際、盲導犬のことを出すと利用を断られた。
- 現在、鍼灸師の仕事を探しているが、盲導犬を理由に就職を断られる。

設問3. 同伴拒否への対応についての意見をお聞きします。

- a. 同伴拒否に対する罰則規定が必要だと思いますか？
はい：18人(41.9%)、いいえ：5人(11.6%)、どちらともいえない：20人(46.5%)
- b. 同伴拒否があった場合に、救済機関が必要だと思いますか？
はい：38人(90.5%)、いいえ：0人(0.0%)、どちらともいえない：4人(9.5%)
- c. 同伴拒否があった場合に、罰則規定と救済機関のうち、どちらが必要だと思いますか？
罰則規定：5人(11.6%)、救済機関：31人(72.1%)、どちらともいえない：7人(16.3%)





こころのバリアフリー宣言

—精神疾患を正しく理解し、新しい一歩を踏み出すための指針(概要)—

心の健康問題の正しい理解のための普及啓発検討会

平成16年3月

【あなたは絶対に自信がありますか、心の健康に？】

第1：精神疾患を自分の問題として考えていますか（関心）

- ・精神疾患は、糖尿病や高血圧と同じで誰でもかかる可能性があります。
- ・2人に1人は過去1ヶ月間にストレスを感じていて、生涯を通じて5人に1人は精神疾患にかかるといわれています。

第2：無理しないで、心も身体も（予防）

- ・ストレスにうまく対処し、ストレスをできるだけ減らす生活を心がけましょう。
- ・自分のストレスの要因を見極め、自分なりのストレス対処方法を身につけましょう。
- ・サポートが得られるような人間関係づくりにつとめましょう。

第3：気づいていますか、心の不調（気づき）

- ・早い段階での気づきが重要です。
- ・早期発見、早期治療が回復への近道です。
- ・不眠や不安が主な最初のサイン。おかしいと思ったら気軽に相談を。

第4：知っていますか、精神疾患への正しい対応（自己・周囲の認識）

- ・病気を正しく理解し、焦らず時間をかけて克服していきましょう。
- ・休養が大事、自分のリズムをとりもどそう。急がばまわれも大切です。
- ・家族や周囲の過干渉、非難は回復を遅らせることも知ってください。

【社会の支援が大事、共生の社会を目指して】

第5：自分で心のバリアを作らない（肯定）

- ・先入観に基づくかたくなな態度をとらないで。
- ・精神疾患や精神障害者に対する誤解や偏見は、古くからの慣習や風評、不正確な事件報道や情報等により、正しい知識が伝わっていないことから生じる単なる先入観です。
- ・誤解や偏見に基づく拒否の態度は、その人を深く傷つけ病状をも悪化させることさえあります。

第6：認め合おう、自分らしく生きている姿を（受容）

- ・誰もが自分の暮らしている地域（街）で幸せに生きることが自然な姿。
- ・誰もが他者から受け入れられることにより、自らの力をより発揮できます。

第7：出会いは理解の第一歩（出会い）

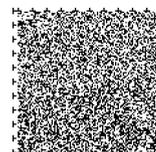
- ・理解を深める体験の機会を活かそう。
- ・人との多くの出会いの機会を持つことがお互いの理解の第一歩となるはずです。
- ・身近な交流の中で自らを語り合えることが大切です。

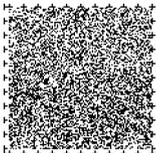
第8：互いに支えあう社会づくり（参画）

- ・人格と個性を尊重して互いに支えあう共生社会を共に作り上げよう。
- ・精神障害者も社会の一員として誇りを持って積極的に参画することが大切です。

心の健康問題の正しい理解のための普及啓発検討会報告書（平成16年3月）より
詳細については

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/03/s0331-4.html#1>





スペシャルオリンピックスのドキュメンタリー映画

映画『ビリーブ』公開

僕たちは、自分の目で世界を見る。



2005年2月、長野で開催された知的発達障害者のあるアスリートたちの祭典、スペシャルオリンピックスで、同じく知的発達障害者のあるクルーがメディアとしてデビューした。『ビリーブ』は9人のクルーが大会を取材するまでの道のりと、実際に彼ら自身が撮影した記録映像とともに1本の映画となって誕生した。実際にカメラを扱い、マイクを片手にインタビューをする個性豊かで魅力に溢れたクルーたちに、心動かされる。観たあと爽やかな感動につつまれる作品だ。

監督は『エイブル』、『ホストタウン』という2つのドキュメンタリー映画で知的発達障害者のある人々の可能性をみつめてきた小栗謙一監督。製作総指揮にはスペシャルオリンピックス日本の理事長を務める細川佳代子があたり、音楽は世界的指揮者である小林研一郎が手がけている。

1月21日(土)よりシアター・イメージフォーラムにて公開、他全国順次ロードショー

監督・製作：小栗謙一

製作総指揮：細川佳代子

音楽：小林研一郎

配給：ableの会

お問合せ：03-5766-0114 (イメージ・フォーラム)

<http://www.able3-believe.org>

第15回日本障害者スポーツ研究会

テーマ ユニバーサルスポーツ-障害者と健常者がともに行うスポーツ-

日時 2006年2月25日(土) 9:50~16:30(9:15より受付開始)

会場 大宮ソニックシティビル 市民ホール(大宮駅西口徒歩2分)

内容 特別講演「障害者における生活習慣病の実態とその予防-運動療法の有用性-」
佐久間肇先生(国立身体障害者リハビリテーションセンター病院医療相談開発部長)
シンポジウム「重度障害者スポーツの現状と課題」、一般演題。

参加費 2000円(会員、非会員共通)

【演題募集】

締め切りは2006年1月4日(水)。1,000字前後で1ページ以内にまとめ、E-mailに添付して応募してください。

【参加申し込み】

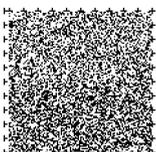
締め切りは2006年1月14日(土)：FAXまたはE-mailで申し込みください。

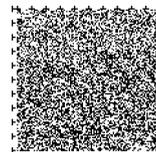
【申し込み先・問い合わせ先】

埼玉医科大学総合医療センターリハビリテーション科内

第15回日本障害者スポーツ研究会事務局 担当 高倉保幸

〒350-8500 埼玉県川越市鴨田辻道町1981 FAX:049-228-3529 E-mail:rehabili@cup.com





SPコードをご存じですか？

SPコード専用読み取り装置「スピーチオ」、「テルミー」を使って、紙に印刷されているSPコードを読み取ることで、記録されている情報を音声で、また点字プリンターと接続すれば点字で、パソコンに接続すればテキストで出力することができます。SPコードの右（あるいは左）にある切りかきは、視覚障害の方が、コードのある場所を認識するためのものです。スピーチオ、テルミーは日常生活用具として認定されています。



スピーチオ



テルミー

こんなところで発見しました！



第5回全国障害者スポーツ大会（岡山県）の総合案内にて（関連記事：本誌13頁）。SPコード入りのハンドブックも用意してありました。

戸山サンライズ（通巻第223号）

発行 平成17年10月10日（隔月10日発行）

発行人 （財）日本障害者リハビリテーション協会
会長 金田一郎

編集 全国身体障害者総合福祉センター
〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1
TEL. 03(3204)3611（代表）
FAX. 03(3232)3621
<http://www.normanet.ne.jp/~ww100006/index.htm>

編集後記

今年は各地で大雪も降り、寒さも厳しい冬となりました。編集後記を書いているのも年の瀬辺り。発行が遅れておりますこと深くお詫びいたします。

2006年は戌の年。動物としての犬は多産であることから、安産を願う子供の成長を祈る象徴とされています。また「戌」の字には、豊かさと共に簡素の美を求める意味もあるそうです。

2005年はいかがでしたか？新たな目標や希望を持つての2006年。厳しい寒さに負けず凜と咲く花のようにありたいと思います。

皆様にとって良い1年でありますように。（西田）

